

「「保険会社向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）の公表について」へのコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

(別紙1) コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	当協会から提出した意見・質問	No.	金融庁の考え方
1	「ログイン、出金、出金先銀行口座の変更など、重要な操作時」に該当する操作の範囲については、各貸金業者が自社の取引内容、顧客属性、リスク評価結果等を踏まえて判断するとの理解で差し支えないでしょうか。	45	ご認識の通りです。
2	令和7年10月15日公表の「金融商品取引業者向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）のパブリックコメント№14では、インターネット取引サービス外であり、かつ顧客の口座・資産に影響を及ぼさない、例えば「リサーチレポートの閲覧やWEBセミナー視聴用のシステムにログインするために、顧客にID及びパスワード（インターネット取引サービスのシステムにログイン時に使用するものとは別のもの）の入力を促すページのURLが記載されたメールを送付すること」については、本規制の対象外である旨がコメントされております。本改正案の「また、フィッシング詐欺対策については、メールやSMS（ショートメッセージサービス）内にパスワード入力を促すページのURLやログインリンクを記載しない」について、新規契約審査の本人確認や契約手続き等のため、顧客毎に特定画面に遷移させ、例えば受付番号や顧客属性（顧客の携帯電話番号等）の入力で遷移させる方法は、口座開設や貸付取引等のインターネット取引に必要なIDやパスワードと別のものであれば、当該方法に係るURLの記載は許容されるとの理解で良いか。	46	法令に基づき電子メールの本文に記載が義務付けられている場合などを除き、原則として、メールやSMS（ショートメッセージサービス）内にパスワード入力を促すページのURLやログインリンクを記載すべきではないと考えます。
3	システム開発の規模や人的・費用的リソースを踏まえると、改正施行時点において「フィッシングに耐性のある多要素認証」の実装が段階的対応となる場合も想定されますが、その場合であっても、施行時点で未完了であることをもって直ちに不適切と評価されるものではない、との理解で差し支えないでしょうか。	54	ご認識の通りです。
4	改正案の注釈（注2）に記載されている「具体的なスケジュール」の周知について、開発内容の詳細が未確定な段階において、「〇年度中の実装を目指す」といった概算レベル又は暫定的な目標の公表であっても、要件を満たしていると認められるでしょうか。	55	スケジュールについては、顧客の安心のために、できる限り明らかにすることが重要と考えます。

No.	当協会から提出した意見・質問	No.	金融庁の考え方
5	暫定的な対応として求められている「振る舞い検知やログイン通知等の検知機能の強化」についても、一定のシステム改修を伴うことから、これらの対応について施行日以降に順次対応を開始するスケジュールとすることは差し支えないでしょうか。	56	システム開発等その他やむを得ない理由による場合に一定の期間を要する場合があることや顧客規模や取引チャネルに応じて段階的に導入していく場合があることは理解できますが、目下の状況を踏まえ、可能な限り早期に対応することが望まれます。
6	本文中に「例えば、以下のような」として例示されている各種対策は、すべてを網羅的に実施することを求めているものではなく、各社が自社のリスク評価に基づき、適切な対策を選択的に実施することで足りる、との理解でよいでしょうか。	57	ご認識の通りです。
7	「顧客や業務の特性に応じた検討」や「リスクの存在を評価した上で対策の要否を決定」することが求められていますが、自社の分析に基づき、列挙事項とは異なる独自の手法により十分な対策を講じている場合、結果として列挙されている事項を必ずしも実施していなくても、本指針の趣旨を満たしていると評価されるのでしょうか。	58	ご認識の通りです。
8	特定の列挙項目が自社のサービス形態において実効性が低いと判断される場合において、より効果が高いと考えられる独自の対策にリソースを重点的に配分する判断は、監督上尊重されるものと理解してよいでしょうか。	59	ご認識のとおりですが、当該列挙項目以外の対策についても速やかに実施することが望まれます。
9	重要な操作時の対策例として記載されている「パスキーによる認証」について、監督上想定されている具体的な技術仕様や要件等があればご教示ください。	60	各社の状況が異なるため一概に申し上げることは困難ですが、当庁といたしましては、顧客が被害に遭うリスクを低減するための適切な措置を講じていただくことが重要であると考えております。この点を踏まえ、各事業者におかれましては、よくご検討ください。
10	「PKI をベースとした認証」や「パスキー」以外の技術であっても、事業者において「フィッシング耐性がある」と判断のうえ導入した場合、その有効性や妥当性はどのような観点で評価されるのでしょうか。	61	個々の事情や各社の方針に応じて、判断が必要なため、一概に申し上げる事は難しいと考えます。
11	不正防止策を講じているか否かの判断（具体的内容や水準）については、各社のリスク評価等に基づき判断するものと理解してよいでしょうか。	62	ご認識の通りです。
12	対策内容の具体的な設計や実装方法については、各社の判断に委ねられているとの理解で差し支えないでしょうか。 （例：URL やログインに関する記載方法についても、同等以上の不正防止策を講じている場合には、必ずしも一律の対応を求められないとの理解で相違ないでしょうか。）	63	原則として、メールやSMS（ショートメッセージサービス）内にパスワード入力を促すページのURLやログインリンクを記載すべきではないと考えます。

No.	当協会から提出した意見・質問	No.	金融庁の考え方
13	RCS・LINE など企業公式アカウントからの送信が明白なコミュニケーションツールについても、URL を含む連絡が同様に制限の対象となるのでしょうか。	64	顧客へURLやログインリンクを送付し、そこから遷移させることは極力控え、代替的な手段の導入を検討することが望ましいと考えます。また、ログインすることが可能な画面へ遷移するページのURLについても記載すべきではないと考えます。
14	督促時に使用しているリンク付き SMS についても、今回の改定の対象となるか確認したい。なお、メールや SMS 内にパスワード入力を促すページの URL やログインリンクを記載しないとされている点を踏まえ、リンク先に遷移しても、書面で送付している督促状や和解提案等が表示されるのみで、認証情報等の入力を要しない場合には、対象外と整理されるとの理解で相違ないでしょうか。	65	メール配信の解除手続きなど、法令に基づき電子メールの本文に記載が義務付けられている場合などを除き、原則として、メールやSMS（ショートメッセージサービス）内にパスワード入力を促すページのURLやログインリンクを記載すべきではないと考えます。
15	「フィッシング詐欺対策として、メールや SMS 内にパスワード入力を促すページの URL やログインリンクを記載しないとする点」について、新規申込から契約締結に至る手続においては、利用者利便性の観点から、メール又は SMS に記載した URL を起点として手続を行っている貸金業者も多い。当該運用について、現時点で同等の利便性を確保し得る代替手段が存在しない場合に、一律に不可と整理されることは、利用者利便性への影響が大きいと考えられる。そのため、本改正案における「代替的手段を採り得ない場合」の考え方の中に、新規申込・契約手続に係る連絡を含めて整理可能であるかについて、監督上の考え方を伺いたい。併せて、見直しに当たっては、一定の経過措置期間を設けた段階的対応とすることを要望する。	66	メール配信の解除手続きなど、法令に基づき電子メールの本文に記載が義務付けられている場合などを除き、原則として、メールやSMS（ショートメッセージサービス）内にパスワード入力を促すページのURLやログインリンクを記載すべきではないと考えます。 システム開発等その他やむを得ない理由により、対応に一定の期間を要する場合があることは理解しますが、不正取引を防止するための対策であることから、可能な限り早期に対応することが望まれます。
16	「犯罪発生報告書」のフォーマットについて、内閣官房国家サイバー統括室が報告を収集する DDOS 攻撃事案共通様式、ランサムウェア攻撃事案共通様式と共通書式にさせていただき、障害発生等報告、個人情報漏えい等の報告と兼ねることについてもご検討をお願いしたい。	67	貴重なご意見として承ります。